

2022年度 東北子ども福祉専門学院
社会福祉論

科目担当者: 志水 田鶴子

第1章 現代社会と社会福祉の意義と歴史的展開

■ 第1節 社会福祉の理念と概念

■ 1 社会福祉とは

- 第一に、それは社会成員の幸福な状態をもたらすための制度、政策、実践などを意味する。ただし、多少厳密に言えば、その状態は幸福のすべてではなく、その**基礎的な必要条件としての健康や経済的充足に限定されている**。第二に、それは社会成員の幸福な状態そのものを意味する

社会福祉の定義

- 定義とは物事の意味・内容を他と区別できるように、言葉で明確に限定すること。
- 社会福祉の定義は様々ある。
- 1950年の（昭和25年社会保障制度審議会の定義

社会福祉とは「国家扶助の適用を受けている者、身体その他障害者、児童、その他援護・育成を要する者が、自立してその能力を発揮できるよう、必要な生活指導、更生補導、その他の援護・育成を行う」としている

社会福祉という用語が一般的に使用されるようになったのはいつか

- 日本国憲法の条文に社会福祉が用いられたのが始まりであろう
- これ以前においては、社会福祉に関連するものとしては、「慈善救済」「慈善事業」「社会事業」「救護」「厚生事業」などの用語が使用されていた。

日本国憲法第25条第2項

- 国は、生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと定められている。

2 基本的人権と生存権保障

- 第13条前段では「すべての国民は、個人として尊重される」と定めている
- 憲法第25条 「生存権」により基本的人権の保障に準拠している。
- 第25条第1項「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」
- 第2項では「国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」

小林直樹によれば

- 日本国憲法の枠組みの中でいえば、第25条は、社会の広狭二つの実用＝制度的概念を与えている。その前段で、すべての国民が有するとされるいわゆる生存権、すなわち「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は広義（ただしミニマムの）社会福祉をさすとみてよいだろう。

日本国憲法第11条

- 前段「国民はすべての基本的人権を享有を妨げられない」
- 後段「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」

日本国憲法第14条

- すべての国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない

3 人権保障思想の国際的展開

- 1924(大正13)年 世界最初の児童権利宣言である「ジュネバ宣言」
- 1948(昭和23)年 世界人権宣言
- 1959(昭和34)年 児童権利宣言
- 1966(昭和41)年 国際人権規約
- 1975(昭和51)年 障害者の権利宣言
- 1979(昭和54)年 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 1981(昭和56)年 完全参加と平等

- 1991(平成3)年 高齢者のための
国連原則採択
- 1992(平成4)年の国連総会で、
1999(平成11)年を国際高齢者年
- 1993～2002年 アジア太平洋障
害者の十年
- 2006(平成18)年 障害者の権利
に関する条約
(我が国は2007年に署名)

- 1989(平成元)年 児童の権利に関する条約(子ども権利条約)
- 1982(昭和57)年 高齢者に関する世界会議において「高齢者に関する世界行動計画」策定
- 1983～1992年 国連・障害者の十年

4 福祉政策の構成要素

1. 効率性と公平性
2. 必要と社会資源
3. 普遍主義と選別主義
4. 自立と依存
5. 自己決定とパターンリズム
6. ジェンダー

パターナリズムとは

- パターナリズムとは、強い立場にある者が弱い立場の者の意志に反して、弱い立場の者の利益になるという理由から、その行動に介入したり、干渉したりすることである。日本語では家父長主義、父権主義などと訳される。
- <https://www.kango-roo.com/word/14115>

5 ノーマライゼーション

- 1950年から1960年代にかけて、北欧における知的障害の大規模施設での生活環境が劣悪であったことに対する批判や反省から生まれた。
- デンマークのバンク・ミケルセン「ノーマライゼーションとは、精神遅滞者をその障害とともに受容することであり、彼らにノーマルな生活条件を提供することである」

ノーマライゼーションの育ての親

- ニイリエは「ノーマライゼーションの8つの原理」として、「1日のノーマルなリズム」「1週間のノーマルなリズム」「1年間のノーマルなリズム」「ライフサイクルでのノーマルな経験」「ノーマルな要求の尊重」「ノーマルな異性との生活」「ノーマルな生活水準」「ノーマルな環境水準」を実現しなければならないと説いた。

6 社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)

- 異質者も同じ社会の中に存在するものであり、社会の中でどうしているかを考えていくこと。
- ノーマライゼーションが心身の機能の低位性が欠損を持つ人々を社会の中に統合しようとする試みであったのに対して、社会的包摂は多様な異質性を持つ人々をその異質性をそのままに社会の中に包摂することであるとされている。

第2節 社会福祉の歴史的変遷

1. 欧米諸外国の歴史

- 1776年 アダムスミス 国富論(諸国民の富)
- アダムスミスは経済の自由を保障すべきと主張した→市場経済を国に邪魔されたくない
- 企業同士の競争が行われている市場には、需要と供給の不均衡を自動的に調整する機能があることを指摘→神の見えざる手

- 救貧法以前は救貧は教会が行っていた。貧しき者に手を差しのべることは善行とされていた。しかし、マルティン・ルターが「怠惰と貪欲は許されざる罪であり、怠惰の原因として物乞いを排斥し、労働を神聖な義務である」と著書の中で訴えたため、貧民は処罰の対象となった

1601年 エリザベス救貧法

エリザベス救貧法

- 各地区で救貧委員を決めて、救貧税を集めて病気や高齢の貧民を救済する一方で、労働可能な貧民には強制的に仕事をさせ、浮浪者は犯罪者として取り締まることにした。
- ①有能貧民 ②無能力貧民 ③児童の3つに分類し、労働を強制したり、教区の徒弟として送り出した。

1883年 イギリスの新救貧法

- ①救済水準を全国均一とする
- ②有能貧民の居宅保護を廃止、救済をワークハウス(労役場)収容に限定する
- ③劣等処遇の原則(貧民の生活水準は、最下層の独立自立している労働者の労働・生活よりも劣るとしなければならないとする原則)

イギリスの新救貧法の 思想的根拠

- マルサスの「人口原理」(1798年)
- 有効な貧困対策は人口抑制以外にないとするものであった。

1869年 COSの誕生

(Charity Organization Society)

- 貧民救済を行っていた教会に通う乞食の中には、職業的乞食が存在していた。
- 漏救や濫救が見受けられ、組織的な救済活動が求められていた。
- 要救護者の調査や登録、慈善事業団体間の連絡調整を行った。「施与ではなく友情！」を合言葉に、感化教育を実践した。

メアリーリッチモンドの功績

- 友愛訪問員として活動
- 貧困の背景にあるものに関心を持ち、仲間とともに分析を行った。
- 貧困は社会的な要因と人との関わりであることが原因であることが分かる
- その予防には、専門的な視点が重要であることを強調

業績

- ケースワークの母と呼ばれる
- 代表著書
- 1917年 「社会診断」
- 1922年 ソーシャルケースワークとは何か
- 専門職教育にも力をいれた。

リッチモンドの所論

- クライエントをめぐる社会環境的条件の探求と問題の原因究明に必要な資料の収集、特にクライエントの社会的状況、他者との人間関係、社会制度や文化との関係に重点を置いた。
- 個人と環境との社会関係の調整を重視

セツルメント活動

- セツルメントとは定住の意味
- エドワード・デニスンによって開拓された。知識と人格を兼備する有産階級の人々がスラム地域に住み込み、貧民と知的及び人格的接触を通じて福祉の向上を図ろうとするもの

セツルメント活動

- 1884年 ロンドンでバーネット夫妻を中心に開始されたトインビーホールが最初のセツルメント
- 1889年 アメリカのシカゴでジェーンアダムスがハルハウスを設立
- 日本のセツルメントはアリス・ペティ・アダムスが岡山の博愛会の基礎となる日本学校を創設したことに始まる。

(2) 福祉国家から福祉多元国家

- 1942年 ベヴァリッジ (Beveridge, W.H) はベヴァリッジ報告を発表した
- 5つの巨人(欠乏、疾病、無知、不潔、怠惰)の解消を目指した。

1942年 ベヴァリッジ報告

- イギリスの戦後社会保障制度の骨格
- ①リハビリテーションを含む包括的な国営医療サービス
- ②多子家族の所得保障として、第2子以降への児童手当
- ③失業率を一定限度以下とする完全雇用政策を前提として、年収75ポンド以下には加入の選択権を認めつつ、強制的拠出原理に基づく総合的社会保険の加入を義務づけている

(3) 福祉レジーム

- レジームとは「体制」「制度」「政治形態のこと。
- 自由主義レジームは「市場の役割が非常に大きく、福祉サービスや社会政策が例外的なものとして選別主義的に提供される」

- 保守主義レジームは「社会保障制度は充実しているが社会全体を平等化するというよりは人々の現役時代の階層創造を再生産するという機能も果たしている」
- 社会民主主義レジーム「福祉サービスが非常に普遍的なものとして提供され、また政府の役割が大きい」

2 日本の社会福祉の歴史

- 四箇院の制によって四天王寺は仏教的慈善として救済が行われている
- 1874(明治7)年 恤救規則の制定
(じゅっきゅうきそく)

日本で初めての救貧法

1929(昭和4)年 救護法制定

救護の対象

①貧困のための生活不能であること、②扶養義務者による扶養が不可能なこと③働くことができない

具体的には

- ①65歳以上の老衰者
- ②13歳以下の幼者
- ③妊産婦
- ④疾病傷痍その他精神又は身体の障害の要件のいずれかに該当する者に限定された。
- 貧困は怠惰など自らが招いた者と考えた。社会で支えるよりも、共同体での支援が優先された。

民生委員の前身

- 1917(大正6)年 岡山県知事 **笠井信一**が **濟世顧問制度**を創設
- 1918(大正7)年 **小河滋次郎**(法学者)
- ドイツに留学した際に学んだ「エルバーフェルト制度」や「濟世顧問制度」を参考にして「**方面委員制度**」を作った。

* 地域の低所得者の生活状態を調査し、制度に結びつける等の活動を行う

エルバーフェルト制度とは

- 1852年、ドイツ。「**救貧委員制度**」
- ◆ エルバーフェルト市の条例に基づき、市内を546区域に分け、それぞれの区域に地区委員を配置、**定期的に地区委員が貧困者宅を訪問**し、実情を把握するなどの活動を行った。

(3) 第二次世界大戦以前の救済制度

- 1929(昭和4)年 救護法 費用は市町村が第1次的な負担者であるとして、その費用の2分の1を国が、4分の1を都道府県が補助するとした公的扶助の考えに立った制度としたことと、救護の種類として、「生活扶助」「医療」「助産」「生業扶助」の4種類を規定したことが恤救規則と異なる点である。

1946年 旧生活保護法

- ①保護の要否が民生委員にゆだねられていること
 - ②保護の客観的基準が曖昧であったこと
 - ③欠格条項が含まれていたこと(勤労能力があるにもかかわらず勤労の意思のない者、勤労を怠る者、素行不良な者)
- * 国の公的扶助の責任を明確にはしたものの、上記のような問題があった

- 1946年 旧生活保護法
- 1947年 児童福祉法
- 1949年 身体障害者福祉法 **福祉三法

- 1950年 生活保護法(現在運用)
- 1960年 知的障害者福祉法
- 1963年 老人福祉法
- 1964年 母子福祉法 **福祉三法に加え六法になった
- 1951年 社会福祉事業法
- 1981年 母子及び寡婦福祉法

■ P.19—24 教科書参照

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実
など

III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率

など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・ 高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・ 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・ 家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

<施策の推進体制等>

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

児童の定義

- 乳児：満1歳未満
- 幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 少年：小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
- 障害児：「身体に障害のある児童、知的に障害のある児童、精神に書具合のある児童（発達障害児を含む）、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病のある児童をいう

- 妊産婦：妊娠中または出産後1年以内の女子
- 保護者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者
- 里親：厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者で養育里親名簿に登録されたものを「養育里親」という。
- 厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者養子縁組里親名簿に登録された者を「養子縁組里親」という。

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る（平成22年8月より父子家庭も対象）。

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

4. 手当額

月額（令和4年4月～）	・全部支給：43,070円	・一部支給：43,060円～10,160円
加算額（児童2人目）	・全部支給：10,170円	・一部支給：10,160円～5,090円
（児童3人目以降1人につき）	・全部支給：6,100円	・一部支給：6,090円～3,050円

5. 所得制限限度額（収入ベース） ※前年の所得に基づき算定。

- ・全部支給（2人世帯） 160万円
- ・一部支給（2人世帯） 365万円

6. 支払期月

- ・1月、3月、5月、7月、9月、11月

7. 受給者数（令和3年3月末現在）

877,702人（母：829,949人、父：43,799人、養育者：3,954人）

8. 予算額（国庫負担（1/3）分）

令和4年度予算 1,617.7億円

9. 手当の支給主体

支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村

10. 改正経緯

- ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）
- ②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）
- ③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）
- ④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

特別児童扶養手当

💡 手続きのポイント

- 対象は20歳未満の障害のある児童の養育者
- 支給額（月額）*
 - 1級 52,400円
 - 2級 34,900円



※2022年度の支給額

身体障害者福祉法

- 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

- 別表に定める障害の種類(いずれも、一定以上で継続することが要件とされている)
- 視覚障害
- 聴覚又は平衡機能の障害
- 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- 肢体不自由
- 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ぼうこう又は直腸の機能の障害
- 小腸の機能の障害
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- 肝臓の機能の障害

老人福祉法

- 老人福祉法では、その対象となる老人について、年齢などの明確な定義づけはなされていない。措置の実施者として「65歳以上の者(65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む)」という規定がある。

介護保険法

- 2000(平成12)年 介護保険法施行
- 高齢者の誰もが不安に思っている介護問題を解消することをねらいとした。

改正介護保険法

- 介護保険法施行当初、要介護認定者は218万人。→施行後5年間で約2倍の411万人に伸びた。特に要支援・要介護1の軽度者が約2.4倍にのび要介護認定者全体の約半数を占める。

改正介護保険法

- 2005年の改正では、新予防給付や地域支援事業を創設し、要介護度が軽いものに対する介護サービスをより介護予防に効果的なものに見直すとともに、要介護・要支援になる恐れのあるものを対象とした介護予防事業を導入した。
- 地域包括支援センターの創設

2015年度介護保険法改正

■ 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

■ 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の概要

- サービスの種類・内容・人員基準・運営基準・単価等が全国一律となっている予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業の形式に見直す(平成29年度末には全て事業に移行)。

新しい総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと、介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。

新しい総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。

障害者自立支援法

- 2003(平成15)年 支援費制度

障害者福祉サービス利用に際して「措置制度から」「契約制度」へ

- 2005(平成17)年 障害者自立支援法成立

- 2006(平成18)年 障害者自立支援法施行

- 1 障害者の福祉サービスを「一元化」
- (サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。)

- 2 障害者がもっと「働ける社会」に
- (一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。)

- 3 地域の限られた社会資源を活用できるように「規制緩和」
- (市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。)

- 4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
- (支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。)

- 5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化
- (1)利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」
- (障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を認める。)

- (2)国の「財政責任の明確化」
- (福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。)

障害者総合支援法

- 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)
「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。
- 障害支援区分の創設「障害程度区分」について、
障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害 支援区分」に改める。
- ※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

- 障害者に対する支援

 - 重度訪問介護の対象拡大

(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)

- 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化

■ 地域移行支援の対象拡大

(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)

■ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

虐待関連法

- 2006(平成18)年 高齢者虐待防止法
- 2000(平成12)年 児童虐待防止法
- 2004(平成16)年 児童虐待防止法改正
- 2008(平成20)年 児童虐待防止法改正
- 2012(平成24)年 障害者虐待防止法

障害者差別解消法

- 2013(平成25)年施行
- 障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明※があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(以下では「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。

- こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

就労に関する対策

- 2013(平成25)年 生活困窮者自立支援法
- 自立相談支援と住宅確保給付金を必須事業とし、
- 就労準備支援事業と家計改善支援事業を努力義務事業、
- 一時生活支援事業と子ども学習生活支援事業、その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を任意事業とした。

社会福祉基礎構造改革

- 1997年 児童福祉法などの一部を改正する
法律 介護保険法成立
- 2000年 社会福祉事業法が社会福祉法に改正

改革の基本的方向

- ① サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
- ② 個人の多様な需要への地域での総合的な支援
- ③ 幅広い需要に応える多様な主体の参入促進
- ④ 信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
- ⑤ 情報公開等による事業運営の透明性の確保
- ⑥ 増大する費用の公平かつ公正な負担
- ⑦ 住民の積極的な参加による福祉の文化の創造



社会福祉の理念

- 国民が自らの生活を自らの責任で営むことが基本
 - 自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に社会連帯の考え方に立った支援
- ↓
- 個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう支える

社会福祉基礎構造改革のねらい

- ①社会福祉分野への民間営利法人の参入を認める
- ②措置制度から契約制度への変更
- ③利用者の費用負担体系を「応能負担」から「応益負担」へ
- ④権利擁護制度